

### III 提案を具体的に考えたい

## 1. 提案の検討のポイント

#### 7. 法令の解釈が曖昧

年	管理番号	提案団体（関係府省）	提案	支障事例のポイント
H28	80 278	釧路市、八王子市 (国土交通省)	都市公園における設置可能な施設に関する規制緩和	児童館、地縁団体の会館施設は法令上、都市公園内に設置できることが明確になっていないことから、近隣住民の求める施設の確保に苦慮している。

**Point** 法律で明確に規定されていないため、地域に必要な施設が設置困難であることを支障事例として示されています。

#### 8. 通知・要綱レベルの事業実施方法が曖昧

年	管理番号	提案団体（関係府省）	提案	支障事例のポイント
H28	100	三重県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟 (厚生労働省)	里親が行う児童の養育として「里親が昼間家庭にいない場合の放課後児童クラブの利用による養育の確保」が必要であることを明確に位置付け	近年では、共働きなどの里親が増えており、里子の放課後児童クラブの利用ニーズが高まっている。「里親制度の運営について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によると、第6 里親が行う児童の養育で「10 里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、受託中の児童を就学させなければならないこと。」また第7 里親が行う養育に関する最低基準で「6教育 里親は、委託児童に対し、学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならないこと。」とされているが、放課後児童クラブの利用を必要とする委託児童に対する明確な規定がなく、共働き世帯への里親制度の利用促進が図れていない。

**Point** 提案団体が事業を実施する上で、通知・要綱等では実施の可否を判断ができないことによる支障が示されています。

#### 9. 書類・記入様式が多かったり煩雑、その他事務的負担があまりにも大きい

年	管理番号	提案団体（関係府省）	提案	支障事例のポイント
H26	291	京都市 (厚生労働省)	介護保険サービス事業者における事業開始等の届出等事務の負担軽減等	訪問介護や通所介護などの介護保険法に基づく事業等は、老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業等に該当するものであることから、介護保険法上の届出等と別に老人福祉法上の届出を行う必要があり、一の事業者がそれぞれの法律に基づき2種類の届出を行うなど、事業者への負担や届出事務の非効率が生じている。
H28	2 280	箕面市、倉敷市 (内閣府、厚生労働省)	子ども・子育て支援新制度における保育短時間制度の見直し	法人・市町村にとって支給認定の変更事務が非常に重い負担となっている。また、保護者が負担する保育料はほとんど変わらず、メリットが乏しい。

**Point** 地方公共団体側の審査事務の効率化だけでなく、利用者(申請者)側の負担軽減についても言及することで相乗的な効果が示されています。

#### 10. 国(都道府県)が判断するため、時間がかかり、迅速な対応ができない

年	管理番号	提案団体（関係府省）	提案	支障事例のポイント
H28	143	宇都宮市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)	子ども・子育て支援新制度における施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市への移譲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加算率の認定までに、相対的に多くの期間を要している状況であり、概算給付とせざるを得ない期間が長期化している。(約9か月)</li> <li>・概算払いを留保している当該施設・事業所では、保育士等に対する賃金支払いにこれまで以上の遅れが生じている。</li> </ul>

**Point** 具体例をもって、どれだけ時間短縮できるかが示されています。



11. そもそも国との協議が形骸化している

年	管理番号	提案団体 (関係府省)	提 案	支障事例のポイント
H28	169	兵庫県、滋賀県、 京都府、鳥取県、徳島県 (環境省)	国定公園における一定の 工作物の建築にかかる環 境大臣との協議の廃止	許可に当たって環境大臣との協議を要することについて、処理期間 (申請受理から回答まで)が2~3か月程度かかる場合があるなど、事 務処理に時間を要しており、国定公園の適正な環境保全や迅速な対 応に支障を来している。 さらに、環境大臣との協議は現地確認を伴わない書類審査であるこ とから、県の意見に疑義を示されることがほとんど無い状況であり、 形骸化した手続となっている。

**Point** 現地確認を伴わない書類審査であるなど、協議不要でも実務上問題ないことが示されています。

12. 類似の事務・権限が、県と市町村で別々になっていて困る

年	管理番号	提案団体 (関係府省)	提 案	支障事例のポイント
H26	187 310 581 589	長野県、福井県、京都府、 兵庫県、熊本県、佐賀県、 大分県 (厚生労働省)	麻薬小売業者間の医療用 麻薬譲渡に係る許可権限 の都道府県への移譲	・譲渡に係る許可申請を県外の地方厚生局に行うことに伴う薬局の負 担 ・都道府県は、許可したとの情報を事後に知られるため、都道府県 が独自に行う監視指導の時期と合わないなど非効率
H27	96 134 306	九州地方知事会、指定都 市市長会、神戸市 (厚生労働省)	診療所に係る病床設置許 可権限等の指定都市への 移譲	(有床診療所開設者にとって) 病床設置許可は都道府県、診療所の開設許可は指定都市に申請し なければならず、利便性を欠く。 (指定都市にとって) 有床診療所の病床等に係る情報が把握できていないので、立入検 査時に適切な指導が難しい。

**Point** 窓口が一本化されることにより、事業者や住民の利便性が向上することが示されています。

13. 類似の事務やサービスに比べて、手間がかかる、不便である

年	管理番号	提案団体 (関係府省)	提 案	支障事例のポイント
H28	17 50 292	埼玉県、愛知県、 九州地方知事会 (国土交通省)	不動産鑑定士試験の受験 申込の都道府県経由事務 の廃止	司法試験やマンション管理士の資格試験の受験申込の際には、都道 府県を経由していない。一方、不動産鑑定士試験の場合は、都道府 県を経由し、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っている が、現住所地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付け られない、願書の受付は都道府県だが、願書提出後に連絡先等を変 更する場合の届出は国となっている分りづらい等の支障がある。

**Point** 住民視点での支障が示されています。

14. 国(都道府県)が地域の実情に精通しておらず、困った事態が生じている

年	管理番号	提案団体 (関係府省)	提 案	支障事例のポイント
H27	127 255	山梨県、兵庫県、 京都府、徳島県 (厚生労働省)	がん診療連携拠点病院等 の指定権限の都道府県へ の移譲	指定基準の合致の有無は都道府県でも判断は可能であり、かつ、実 質的な審査は現に都道府県が行っている。むしろ地域医療の実情を 把握している都道府県が指定することにより、適切ながん医療の提 供が可能になる。(また、国の作業スケジュールの進行に遅れがあり、 新規指定された病院の準備に支障を来している。)

**Point** より住民に近い都道府県や基礎自治体を実施した方が地域の実情に応じた施策を展開できることが示され  
ています。